

ICD-10（2013年版）に係る対応について

1. 背景

- 我が国では、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10」に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」を作成し、統計法に基づく統計調査に使用するほか、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用している。
- 「疾病、傷害及び死因の統計分類」については、平成 27 年 2 月 13 日付け総務省告示第 35 号をもって「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10（2013 年版）」（以下、2013 年版という。）に準拠することとされ、平成 28 年 1 月 1 日から施行された。同日以後に作成する公的統計の表示には、2013 年版が適用されている。
- 一方、診断群分類区分の適用の考え方においては、2013 年版に対応した標準病名マスター（以下、2013 年版マスターという。）が未整備のため、傷病名は、引き続き「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10（2003 年版）」（以下、2003 年版という。）に準拠して主治医が選択することとされている（平成 28 年 5 月 24 日 保医発 0524 第 2 号）。
- 今般、2013 年版マスターが平成 29 年 1 月頃に整備される見込みとなったことを踏まえ、2013 年版への対応方針について検討が必要。

2. 論点

- 2013 年版への対応方針を決定する際の論点を以下の通りまとめた。
 - ①-1 2013 年版に準拠した傷病名の選択に移行する時期。
 - ①-2 改定で使用するデータを 2013 年版に基づいて各病院がコーディングする必要性。
 - ② 各病院における ICD-10 コーディング対応。

（留意点）

論点①-1

2013 年版に準拠した傷病名の選択に移行する際には告示の改正を伴うこと等から、改定時に移行する。告示が平成 28 年 1 月 1 日から施行されていることを踏まえると、平成 30 年度改定での移行が適当である。

論点①-2

これまで DPC 制度においては、病院から提出されたデータに基づいて診断群分類、包括評価の水準及び医療機関別係数等の設定を行っている。改定で 2013 年版を反映した診断群分類、包括評価の水準及び医療機関別係数等の設定を行うためには、改定で使用するデータは 2013 年版に基づいて各病院がコーディングしたものをを用いる必要がある。

論点②

2013年版マスターが平成29年1月頃に整備される見込みであることを踏まえると、平成29年4月から各病院で2013年版でのコーディングを行うことが可能である。

平成30年度改定で使用するデータのうち2013年版マスター整備前のデータ(平成28年10月～平成29年3月)は、次の手順を踏むことで2013年版でのコーディングが可能である。

- 1) 平成29年3月までのデータについては、DPC調査事務局で2013年版にコーディングし直す。
- 2) コーディングし直したものを特別調査として各病院が確認する。
- 3) 特別調査は、平成29年9月から11月頃に行う。

3. 対応案

- 2013年版に係る対応については、以下の通りとしてはどうか。
 - 平成30年度改定で2013年版に準拠した傷病名の選択に移行する。
 - 平成28年10月から平成29年3月までのデータについては、DPC調査事務局で2013年版にコーディングし直し、特別調査で各病院に確認を求める。
 - 平成29年4月以降のデータは、2013年版に基づいて各病院がコーディングする。
 - 平成29年4月から平成30年3月まで、各病院は2003年版と2013年版の両方でコーディングを行う。